

(目的)

第 1 条 この告示は、四国中央市農業委員会（以下「委員会」という。）が整備する農地台帳の適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）に定めるもののほか、その記載内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）並びに記載内容の公表に関し必要な事項を定めることにより、委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理を図り、もって本市の農業振興に資することを目的とする。

(点検等の対象となる事項)

第 2 条 農地台帳の点検等は、農地台帳の整備項目及び台帳システムの改修について（平成 26 年 7 月 2 日付け 26 会議所発 346 号全国農業会議所会長通知）1 の(1)及び(2)に規定する記載内容について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

(定期的な点検等の実施等)

第 3 条 委員会は、毎年、農地台帳の点検等を実施するものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検等の実施に当たり、市内の全農家に対し、農地台帳の筆別情報及び当該世帯の情報を記した調査表の配付及び回収を行うことができる。

3 委員会は、農地台帳の記載内容のうち、前項の調査表により情報を把握することができないものについては、別に調査を実施するものとする。

(随時補正の実施)

第 4 条 委員会は、農地台帳の記載内容を補正する必要がある場合は、その都度、速やかに当該農地台帳を補正するものとする。

(点検等の実施管理)

第 5 条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、管理者を置く。

2 前項の管理者は、四国中央市農業委員会事務局長をもって充てる。

(記載内容の公表)

第 6 条 農地台帳及び農地に関する地図の公表は、農地法第 52 条の 3 の規定により、インターネット及び四国中央市農業委員会事務局（以下「事務局」という。）において行うものとする。

(インターネットによる公表)

第 7 条 インターネットによる公表は、農地情報公開システムによるものとする。

(窓口での公表)

第 8 条 農地台帳及び農地に関する地図の事務局での公表は、申請により、農地台帳に記載されている事項の一部を記載した書面（閲覧用農地台帳（様式第 1 号）及び農地台帳記録事項要約書（様式第 2 号）をいう。）を閲覧させ、又は交付することによるものとする。

2 前項の申請は、農地台帳（閲覧・記録事項要約書交付）申請書（様式第 3 号）により行わなければならない。

(その他)

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月1日農委告示第12号)

この告示は、告示の日から施行する。

閲覧用農地台帳

年 月 日
四国中央市農業委員会

所在地番			
地目			
面積			
地域区分	農業振興地域の整備に関する法律		
	都市計画法		
	生産緑地法		
所有者	氏名又は名称		
	農地に関する意向		
	共有者氏名又は名称		
耕作者 (賃借者)	氏名又は名称		
	整理番号		
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施状況		

農地台帳記録事項要約書

年 月 日
四国中央市農業委員会

所在地番			
地目			
面積			
地域区分	農業振興地域の整備に関する法律		
	都市計画法		
	生産緑地法		
所有者	農地に関する意向		
耕作者 (賃借者)	整理番号		
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施状況		

農地台帳（閲覧・記録事項要約書交付）申請書

四国中央市農業委員会 様

窓口に来られた方 (申請者)	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	使用目的		
申請する農地の所在地番		申請通数 (要約書交付の場合は記入)	
※該当事項の□にレ印をつけてください。 <input type="checkbox"/> 農地台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 記録事項要約書交付			
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日